

1 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為

法令名	罰条	主な内容
労働基準法(昭和22年法律第49号)	第118条第1項(第56条及び第63条に係る部分に限る。)	満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していない者を労働者として使用する行為等
	第119条第1号(第61条第1項、第62条第1項及び第2項並びに第72条に係る部分に限る。)	18歳未満の者を労働者として午後10時から午前5時までの間において使用する行為等
船員法(昭和22年法律第100号)	第129条(第85条第1項及び第2項に係る部分に限る。)	16歳未満の者を船員として使用する行為等
	第130条(第86条第1項に係る部分に限る。)	18歳未満の船員を午後8時から午前5時までの間において作業に従事させる行為等
児童福祉法(昭和22年法律164号)	第60条第1項	18歳未満の者(児童)に淫行をさせる行為
	第60条第2項	身体に障害等のある児童を公衆の観覧に供する行為等
	第60条第3項	児童養護施設等における児童の酷使
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	第50条第1項第4号から第6号まで、第8号又は第9号	営業所で18歳未満の者に接待をさせる行為等
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)	第24条第3号(第15条第1項第1号に係る部分に限る。)	毒物劇物業者による18歳未満の者に対する毒物又は劇物の交付
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)	第4条	児童買春
	第5条	児童買春の周旋
	第6条	児童買春の勧誘
	第7条	児童ポルノの所持、提供等
	第8条	児童買春等目的の人身売買等
刑法(明治40年法律第45号)	第176条第3項	不同意わいせつ(16歳未満の者に対するもの。)
	第177条第3項	不同意性交等(16歳未満の者に対するもの。)
	第179条	監護者わいせつ及び監護者性交等
	第182条	16歳未満の者に対する面会要求等
	第224条	未成年者略取及び誘拐
	第226条の2第2項	人身売買

2 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為のうち、少年の心身に有害な影響を与えるものその他の少年の福祉を害するもの

法令名	罰条	主な内容
労働基準法(昭和22年法律第49号)	第117条	暴行等による労働の強制
	第118条第1項(第6条に係る部分に限る。)	業として他人の就業に介入して利益を上げる中間搾取
	第119条第1号(第17条及び第32条に係る部分に限る。)	1週間40時間を超える労働等
職業安定法(昭和22年法律第141号)	第63条	売春等の有害業務に就かせる目的による職業紹介等
	第64条第1号、第5号又は第10号	無許可の有料職業紹介事業等
大麻取締法(昭和23年法律第124号)	第24条の2	大麻の譲渡し等
	第24条の3(第4条第1項第2号に係る部分に限る。)	大麻から製造された医薬品の施用等
	第24条の7	大麻の譲渡しと譲受けの周旋